



# 岐阜県の 農地・水・環境保全だより

第32号  
令和3年10月

農地や農業用水は、農業生産の役割だけではなく、魅力的な農村にとってかけがえのない私たちの財産(資源)です。この資源を支えてきたのは「地域の共同活動」。これなくして、農村の環境を守ることはできません。



津屋川堤の彼岸花

## 目次

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会 第14回通常総会書面開催	2
令和2年度多面的機能支払交付金優良表彰地区の紹介	2
「機能診断・補修技術等に関する研修」について	3
令和3年度多面的機能支払交付金の制度改正のポイントについて	4
多面的機能支払交付金に係る活動の適切な実施について	6
領収書の形式及び交付金の支出について	7
多面的機能支払活動組織と土地改良区との連携強化	8
広報活動に対する支援について	9
新型コロナウイルス対応に関するお知らせ<農林水産省ガイドライン>	10

# 岐阜県農地・水・環境保全推進協議会 第14回通常総会書面開催

令和3年3月3日に開催予定の第14回通常総会は、新型コロナウイルス感染防止のため書面にて開催し、全ての議案は原案どおり承認されました。議決事項は下記の通りとなります。なお、通常総会における表彰式は中止となりましたが、地域資源の保管理活動に多大な効果を発揮された2活動組織に甚深なる敬意を表し、改めてご紹介いたします。

## 議決事項

- 第1号議案 令和元年度事業報告、収支決算並びに財産目録の承認について
- 第2号議案 令和2年度収支補正予算の承認について
- 第3号議案 令和3年度事業計画並びに一般会計収支予算の議決について

## 令和2年度多面的機能支払交付金 優良表彰地区の紹介

### 活動組織名 **ながもり地域環境保全協議会(岐阜市)**

認定農用地面積 82.33ha

交付対象面積 72.36ha

活動の表題 都市近郊農業の将来を見据えて

活動の概要 岐阜市内14組織のうち3番目に規模の大きい組織でありながら、活動を通して集落間の交流や団結力が生まれ、地域における将来の農業を見据え問題点の改善に向けて積極的な話し合いを実施しています。また、事務委託している各務用土地改良区を通じて、他組織の連携も視野に入れ、勉強会等を重ねています。

地域の声 以前は個別の5集落に分かれて実施していた除草活動等を地区全体で行うことで地域間の横のつながりができ、地域農業を将来にわたって維持していくための問題点の共有を図ることができました。また、この問題点の解決に向けて検討部会を立ち上げ、研修・勉強会や農業者へのアンケート調査等、積極的に話し合いの機会を設ける等解決策を模索しています。



## 活動組織名 栗原地区農地・水・環境保全活動組合(垂井町)

認定農用地面積 82.9ha

交付対象面積 82.9ha

活動の表題 子どもたちとともに歩む

活動の概要 平成24年から活動を開始している組織であり、長年の活動で地域住民とともに行う活動が定着しています。また、農業体験活動を通じて子どもたちに農業への関心を持たせようとしていることや、学校周辺水路の泥上げ・草刈り実施を通じて地域全体で子どもたちの安全を守る意識を持っています。

地域の声 地元のこども園園児への啓発・普及活動として野菜植栽の農業体験を行い、農業への親しみだけではなく、農業者とのつながりを強化することができたと考えています。また、保護者会も参加することにより、親子で農業の大変さと楽しさを体験できました。野菜作りを通してこの地域に生まれたことの喜びを感じて欲しいと願っています。



## 「機能診断・補修技術等に関する研修」について

### 研修用 DVD の貸出について

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会では、コロナ禍においても、組織の皆様へ充実した研修を実施していただくため、各市町村に1枚ずつ機能診断と補修に関する貸出用DVDを配布いたしましたので、視聴ご希望の組織は各市町村へお問合せください。なお、このDVDを使用して研修を実施していただくことで、機能診断・補修技術等に関する研修の要件を満たすことができます。

また、各種研修用テキストの購入取り次ぎも実施しておりますので、ご希望がありましたら、お問い合わせください。



# 令和3年度多面的機能支払交付金の 制度改正のポイントについて

## 新たな加算措置が創設されます

### 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進

田んぼダムの取組を行い、一定の取組面積等の要件を満たす場合、資源向上支払（共同）の単価が加算されます。

#### 1. 加算対象となる田んぼダムの定義

「田んぼダム」とは、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組。



流出を抑制する落水量調整装置の例



田んぼダム未実施

田んぼダム実施

写真：新潟市

#### 2. 加算措置の要件

##### ①事業計画の変更

市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づいて、資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施すること。

実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載すること。

##### ②実施面積

事業計画期間中に、資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上（広域活動組織の場合は、加算措置に取り組む集落毎に交付を受ける田面積全体の5割以上）で田んぼダムに取り組むこと。

#### 3. 加算単価

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	岐阜県
田	300

資源向上支払（共同）

新たに創設する加算単価  
300円/10a

従来単価  
1,800円/10a

事業計画期間5年

注1) 加算対象面積は、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体です。

注2) 要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

## 活動内容が拡充されます

### 鳥獣被害防止対策の強化

#### ◆これまで

「53 農地周りの環境改善活動の強化」

道路から山側の藪を刈り払い、鳥獣の農地への接近を抑制

#### ◆これから

「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」

「鳥獣緩衝帯※1の整備・保全管理」も対象となります。



鳥獣緩衝帯（イメージ）

※1 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたもの等

## 事務が簡素化されます

### 法人化した活動組織は金銭出納簿の提出を免除

法人化した組織※1においては、**金銭出納簿の市町村への提出が不要**※2になります。

※1 法人化した活動組織とは、法人登記した組織（NPO法人や一般社団法人等）を指す。

※2 **金銭出納簿の作成については、従来通り行うものとし**、交付金の目的に沿った使用の確認のために、実施状況の確認等において必要に応じて確認する。なお、金銭出納簿の様式については、様式第1-7号又は実施要領附則（H31.3.29付け）の4に基づく様式とする。



### 報告書等における押印を省略可能

多面的機能支払交付金実施要領に定める、**市町村へ提出する様式について、押印を省略することが可能**になります。

※日当の受領印については、活動組織内での合意のもと省略することも可能ですが、サインに代替するなどして、活動に参加者した本人が受領したことを確認しましょう。

(例) (様式第1-1号)

令和〇年〇月〇日
市町村長 殿
農業者団体等の名称 代表者の氏名 印

省略可



# 多面的機能支払交付金に係る活動の適切な実施について

○多面的機能支払交付金の事業の実施に当たっては、関係法令及び実施要綱等を遵守し、適切に行われるようご協力をお願いします。

○交付金の適切な実施に向けては、「円滑な組織運営のポイント」を参考に、組織内での合意形成をしっかりと行い、事業を実施いただきますようお願いします。

\*各ポイントの詳しい内容は、「円滑な組織運営のポイント」を参照願います。

円滑な組織運営のためのポイント 多面的

検索

URL ⇒ <https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/sigenhozan/index.html>



高めよう 地域協働の力!

改訂版

多面的機能支払交付金

円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。



1 構成員の合意形成をしっかりと行う

2 役員が行う事務はお互いに確認し合う

3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう!

役立ち情報

積極的な活動の情報発信



令和元年5月

農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

# 領収書の形式及び交付金の支出について

## ■領収書の形式について

領収書を取得する際は、次の内容に気を付けていただくと、市町村等の検査において円滑に確認できます。

- ①購入した物品の内容を明確にする（レシートのみも可能）
- ②宛名や但し書きの記入漏れに注意する
- ③手書きの領収書等の場合、但し書きに購入した物品だけではなく数量も記載する  
もしくは、お店から明細が記載されたレシートを受け取る

## 望ましい領収書例 その1 <領収書と内訳が一体となるタイプ>

<p><b>領収書</b></p> <p>2021年10月1日</p> <p>下奈良の環境を守る会 様</p> <hr/> <p><b>¥6,520-</b></p> <hr/> <p>但 弁当代 として 上記正に領収いたしました</p> <p>消費税 ¥483-</p> <p>岐阜県岐阜市藪田 ×-×-× 下奈良持ち帰り弁当 藪田支店</p>	<p>軽 500×10 ¥5,000 軽 藪田のお茶 150×10 ¥1,500 軽 有料レジ袋 5×4 ¥20</p> <p>軽は軽減税率(8%)対象商品</p> <p>合計 ¥6,520</p> <p>内税 8%対象額 ¥6,500 10%対象額 ¥20</p> <p>内税 8% ¥481 10% ¥2</p> <p>現金 ¥6,520</p>
---	---

## 望ましい領収書例 その2 <手書きタイプで内訳が明確又はレシート付属>

<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>下奈良の環境を守る会 御中 発行日 2021年10月1日</p> <p>下記、正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: center;"><b>金額： ¥6,520</b></p> <hr/> <p>但 弁当代10個、お茶10本、レジ袋</p> <p>内 下奈良持ち帰り弁当 藪田支店 消費税等 ¥483 岐阜県岐阜市藪田 ×-×-×</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <p>印 収 紙 入</p> </div>	<p>下奈良持ち帰り弁当 藪田支店 岐阜県岐阜市藪田 ×-×-× 電話：058-×××-××××</p> <p>2021年10月1日(金) 12:00</p> <p>日の丸弁当 500×10 ¥5,000 軽 藪田のお茶 150×10 ¥1,500 軽 有料レジ袋 5×4 ¥20</p> <p>軽は軽減税率(8%)対象商品</p> <p>合計 ¥6,520</p> <p>内税 8%対象額 ¥6,500 10%対象額 ¥20</p> <p>内税 8% ¥481 10% ¥2</p> <p>現金 ¥6,520</p>
---	---

## ■交付金の支出について

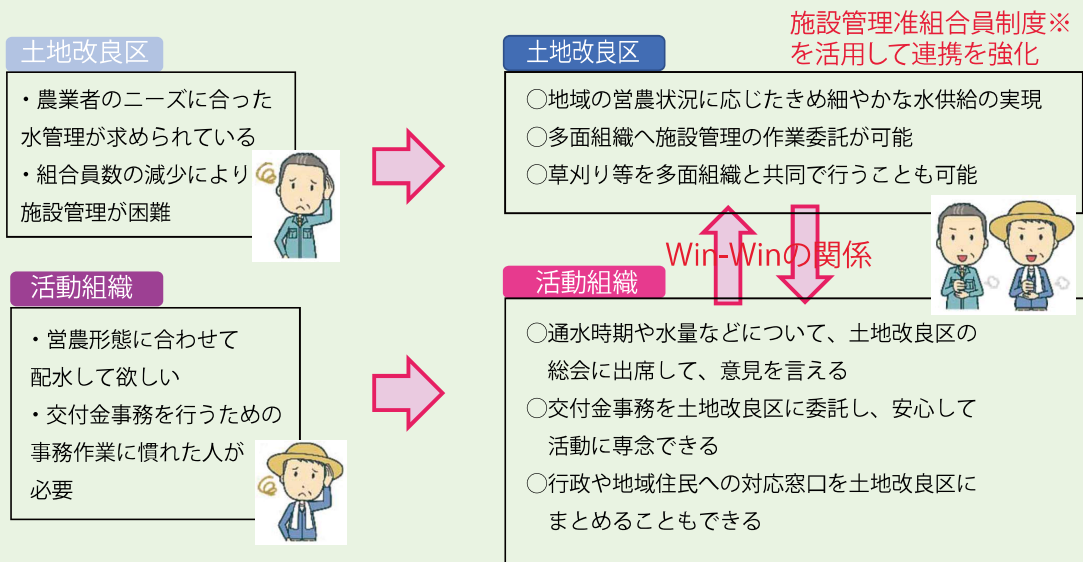
- ①個人の物品と組織の物品は領収書を分けて購入する  
(一緒に購入して、誤って交付金から支出している事例がありました)
- ②高額な支出は各市町村の基準に基づき見積書を取得する
- ③金銭出納は1人で行わず、複数人で必ず確認する

# 多面的機能支払活動組織と土地改良区との連携強化 < 施設管理准組合員制度の活用 >

## 活動組織の体制づくりのため、土地改良区との連携が求められています

- ▼土地改良区では、組合員の減少や地域の営農形態の変化等が見込まれており、水源から末端のほ場までの安定的な水供給・施設管理に支障を来すおそれ。
- ▼他方、多面的機能支払の活動組織では、小規模な組織が多く、農村地域の人口減少や高齢化が進み活動の継続が困難化しているケースも存在。このため、活動組織の広域化や土地改良区への事務委託などを推進。
- ▼このことから、土地改良区と多面的機能支払の活動組織の連携を強化し、地域の農業者のニーズに柔軟に対応できる水供給と施設管理のための体制づくりが必要ではないか。

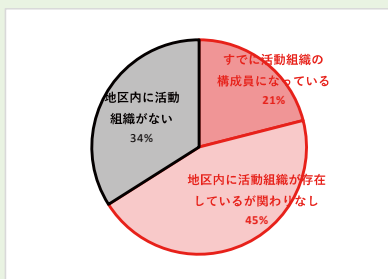
### 土地改良区と活動組織の連携の例



※施設管理准組合員制度（土地改良法第15条の2～4、第32条第4項、第36条の2）

- ・地域の活動組織が土地改良区の施設管理准組合員となることができる。
- ・施設管理准組合員は、土地改良施設の管理への協力を求められる一方、土地改良区の総会に出席し、意見を述べる事が可能である。

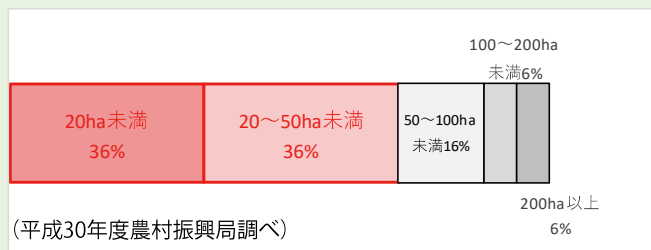
### 土地改良区と活動組織の関わり



土地改良区 4,546 地区のうち約 7 割で今後、活動組織との連携を強化できる可能性

※土地改良区への事務委託を推進しているが、割合は活動組織の 15%程度  
 (平成 29 年度農村振興局調べ)

### 小規模組織が約 7 割



多面的機能支払の活動組織約 2 万 8 千組織のうち、50ha 未満の小規模な組織が約 7 割であることから、広域化を推進中。



# 広報活動に対する支援について

## (1) 協議会による広報活動の支援

協議会では、「行政機関や関係団体等の広報誌やホームページへ掲載」する広報活動への支援をしております。広報活動として活動内容を取りまとめたいただいたデータを協議会のホームページにて紹介いたします。様式の定めはありませんが、右下の様式をご用意しました。協議会のホームページからダウンロードしていただきご活用ください。電子メール（nouti-mizu@gifudoren.or.jp）にて「広報活動データ」等と内容が「広報活動データ」と分かるようにご記入いただき、ご送付ください。

## (2) 活動要件の広報活動について

平成 29 年度に多面的機能支払交付金における制度が改正され、資源向上支払（共同）の「多面的機能の増進を図る活動」に新たに取り組む活動組織（事業計画期間の終了に伴う再認定を含む。）は、広報活動の実施が要件化されました。平成 29 年度以降に資源向上支払（共同）の「多面的機能の増進を図る活動」を新たに取り組む活動組織（事業計画期間の終了に伴う再認定及び事業計画期間中に転用等活動計画書の変更認定を行った活動組織を含む）が対象です。ただし、活動対象農用地の一部または全部が、中山間地域において活動する組織（農林統計に用いる農業地域類型の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」に存在する組織、または、「振興山村地域」、「過疎地域」、「特定農山村地域」に属する組織）は除きます。

## (3) 活動内容

従来「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目から 1 つ以上の活動を行うことに加え、以下のいずれかの広報活動を行います。なお、農村環境保全活動の啓発普及として行う広報活動とは異なる活動項目を以下から選択します。

- ① 活動内容や地域資源の多面的機能等を P R するチラシやパンフレットの配布や掲示
- ② 看板やポスター等の設置・掲示
- ③ ホームページの開設・更新
- ④ 行政団体や関係団体等の広報誌やホームページへの掲載
- ⑤ 各種イベント等での活動内容等の紹介
- ⑥ その他、これらに準ずる広報活動

多面的機能の増進を図る活動【広報活動】 [市町村名: _____]			
活動組織名			
○付の	活動内容（※該当する項目すべてに○をつけてください）		
	農地維持活動		
	資源向上活動（共同）		
農村環境 向上活動	啓発・普及（地域住民との交流活動、学校教育等との連携 など）		
	生態系保全（生物の生息状況の把握、外来種の駆除 など）		
	水質保全（水質モニタリングの実施・記録管理 など）		
	景観形成・生活環境保全（景観作物の施設への植栽、定期的な清掃 など）		
	水田貯留機能増進・地下水かん養（水田の貯留機能向上活動 など）		
	資源循環（地域資源の活用・資源循環のための活動）		
	多面的機能の増進を図る活動		
	資源向上活動（長寿命化）		
活動(行事)名			
実施場所			
実施日			
参加者	名	その他個人(農業者)	名
	名	その他個人(非農業者)	名
[活動の内容]			
[参加者の感想など]			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px;"></div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">活動の状況または成果が分かる写真 数点</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px;"></div> </div>			

# 新型コロナウイルス対応に関するお知らせ

## < 農林水産省ガイドライン >

### 農業関係者のみなさまへ

新型コロナウイルス対策に  
関する農林水産省対策本部

水田・畑作・施設園芸等の**農業者や集出荷施設等の従業員のみなさまは、国民への食料の安定供給等に重要な役割を担っています。**

**みなさまの中で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。**

(令和2年5月8日までの知見に基づき作成)

※「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」<[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_nou.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_nou.pdf)>

### 1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、**徹底した対策**をお願いします。

#### ○**農業者・従業員等に感染予防策を要請**します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合、陽性とされた者との濃厚接触がある場合等は、関係者への連絡と自宅待機
- ③息苦しさ、強いだるさ、高熱等の症状や比較的軽い風邪症状が続く場合（4日以上）には、すぐに関係者に連絡の上、保健所に問い合わせ
- ④屋内で作業をする場合はマスクを着用し、人との間隔はできるだけ2mを目安に（最低1m）適切な距離を確保  
多人数で行う場合等は、状況に応じて換気を行う
- ⑤集出荷施設等への入退場時には手洗い、手指の消毒
- ⑥ドアノブ、手すり等人がよく触れるところは、拭き取り清掃

#### ○**会議・行事等の開催の必要性を検討し、開催する場合には、換気、人と人との間隔をとるなど、「三つの密」※を避けてください。**

- ※①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）



### 2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

**患者が発生した場合は、保健所の指示に従い対応してください。**

- 患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、**保健所に報告し、対応について指導を受けてください。**
- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- 濃厚接触者**と確定された農業関係者には、**14日間の自宅待機及び健康観察を実施**してください。
- 濃厚接触者と確定された農業関係者は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。

農林水産省

### 3 生産施設等の消毒の実施

- 保健所の指示に従って**、感染者が作業に従事した区域<sup>※1</sup>の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所<sup>※2</sup>を中心に、アルコール<sup>※3</sup>で拭き取り等を実施してください。

※1 生産施設、集出荷施設、事務室等

※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等

※3 アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）、又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）

※アルコールが入手できない場合はエタノール（60%台）でも可

- 一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した施設等は**出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません**。

### 4 業務の継続

あらかじめ**地域の関係者が連携する体制の検討**をお願いします。

<想定される連携体制>

- ・ J A等の生産部会
- ・ 農業法人のグループ
- ・ 集出荷事業者等を共有する集団
- ・ 集落



<検討事項（イメージ）>

- ・ 連絡窓口、連絡網の作成
- ・ 消毒資材、消毒要員の確保
- ・ 農作業代替要員のリスト作成
- ・ 代行する作業の明確化、優先順位付け、作業方法
- ・ 代替要員が確保できない場合の最低限の維持管理方法など

例えば

支援内容

**耕起作業や播種・移植作業、水やり作業**など当面の営農活動継続のために**支援を必要とする作業**を検討し、**作業の優先順位付け**を行います。

支援要員

**周辺農業者や受託組織**の活用など、あらかじめ

① **誰(どの機関)**が

② **どの作業**を

支援するか役割を明確化します。

〔※ 労働力の確保状況を踏まえながら、優先順位に基づき、作業を実施しましょう。〕



※ 必要に応じて市町村等の関係機関に相談しましょう。

農林水産省は、みなさまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

# お知らせ

## 活動の延期による繰越金について

新型コロナウイルス対策を理由として、次年度以降に活動を延期したことによる交付金の持ち越しが可能です。なお、通常の持ち越しと同様に必要額のみ持ち越しとなり、不用額は返還が必要です。また、新型コロナウイルス対策を理由として予定した活動ができなかった場合についても、返還免除の対応となる予定です。

## 感染拡大防止のお願い

地域における活動等につきまして活動制限の緩和がされておりますが、引き続き感染リスク防止のため、次の事項に留意し活動を行っていただきますようお願いいたします。

- ・発熱や感冒症状のある者について活動や会議等の参加自粛
- ・十分な間隔の確保 <例> 屋内：参加者を会場定員の50%程度に減員、屋外：2m以上空ける
- ・手指消毒やマスク着用の徹底
- ・行事前後における三密の生ずる交流自粛
- ・参加者の連絡先把握

## 協議会における新型コロナ対応

新型コロナウイルス感染症拡大により、今年度の研修会は大変残念ではありますが、原則全て中止といたしました。実地研修の代わりとして、協議会では研修会用の映像資料等貸し出しも行っております。また、**Web会議方式**を利用した相談会等を開催できる設備を整えました。

ご希望の組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

あとがき

今年の稲はどのような出来栄えでしょうか。実は編集担当も稲作をしており、毎日水田を見ながら日々の成長を楽しみにしています。

編集担当



## 岐阜県の農地・水・環境保全だより 第32号

発行

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目13番1号(岐阜県土地改良事業団体連合会内)

Tel 058-271-1326

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

検索